

『創業支援の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

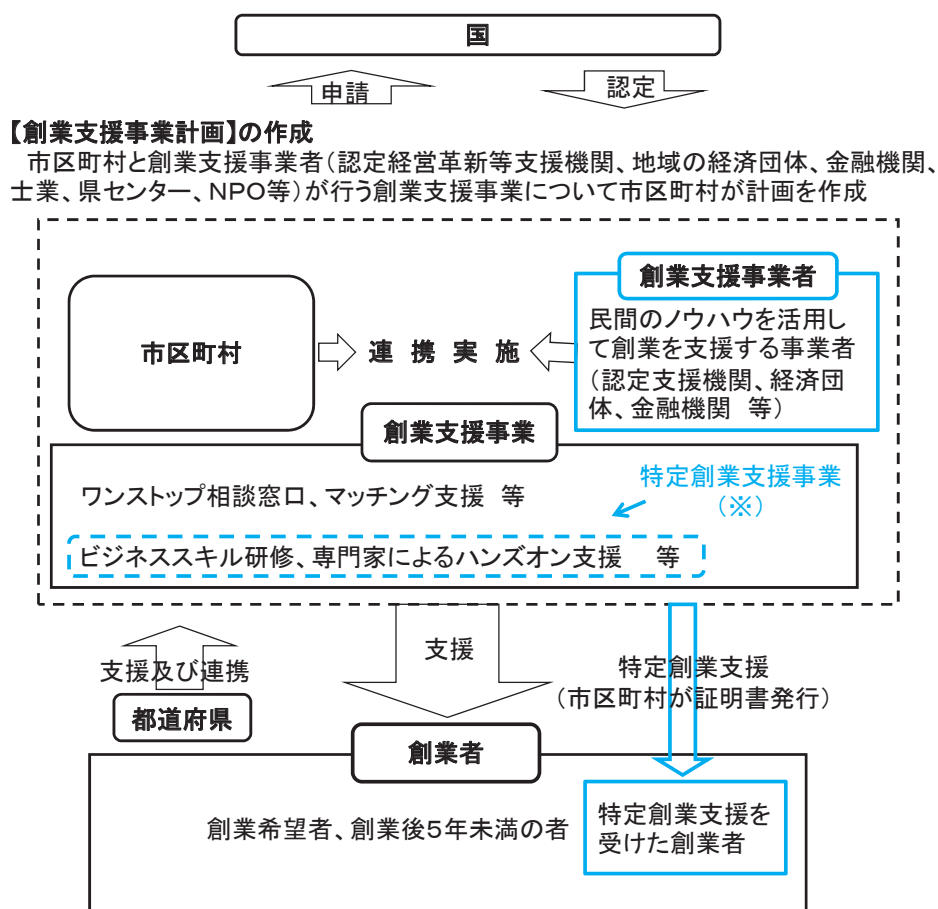
経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。

また、市区町村と創業支援の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画に関して、(1)、(2)に該当する者。

- (1) 市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を行う事業者
- (2) 市区町村・創業支援事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等（特定創業支援事業）を受けた創業者



支援内容

(1) 創業支援事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援に取り組む創業支援事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 創業支援事業者支援事業

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー、コワーキング事業など特定創業支援事業を含む創業支援事業に必要な経費の一部を補助します。
(補助上限額1,000万円、補助率2/3以内)

② 信用保証の特例

創業支援事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

(2) 特定創業支援事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 登録免許税の軽減

特定創業支援事業の支援を受けて、創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社又は合資会社の場合は1件につき6万円→3万円)されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円に拡充されます。また、事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援事業計画がされているかご確認ください。創業支援事業計画の認定状況は、中小企業庁ホームページに掲載しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 新規事業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話番号 03-3501-1767(直通)